

勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例

〔昭和38年7月12日
閣議決定〕

最終改正 平成十八年十月二十七日

- 第1条 勲章、記章、褒章等は、皇族又は外国人に対する勲章を除き、次条から第5条までに定めるところにより、授与し、又は伝達するものとする。
- 第2条 大勲位菊花章頸飾、大勲位菊花大綬章、宝冠大綬章、桐花大綬章、旭日大綬章、瑞宝大綬章及び文化勲章は、宮中において、その授与式を行い、天皇が親授する。
- 第3条 宝冠牡丹章、旭日重光章及び瑞宝重光章は、宮中において、内閣総理大臣が受章者に伝達する。
- 第4条 宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、宝冠波光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日単光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章及び瑞宝単光章、記章、褒章等は、内閣総理大臣の命を受け、内閣府賞勲局長が所管大臣に伝達し、所管大臣が適宜受章者に伝達する。
- 第5条 特別の理由により、第2条又は第3条の規定により難しい場合においては、内閣総理大臣の命を受け、内閣府賞勲局長が当該勲章を所管大臣に伝達し、所管大臣が適宜これを受章者に伝達するものとする。
- 第6条 外国人に対する勲章は、内閣総理大臣の命を受け、内閣府賞勲局長が所管大臣に伝達し、所管大臣が適宜受章者に伝達するものとする。ただし、第2条又は第3条に規定する勲章は、時宜に応じてそれぞれ第2条又は第3条に定めるところに準じて、授与し、又は伝達することができるものとする。